

港湾計画とは

**港湾の開発、利用及び保全
並びに港湾に隣接する地域の保全に関する
政令で定める事項に関する計画**

重要港湾は 港湾計画の策定義務

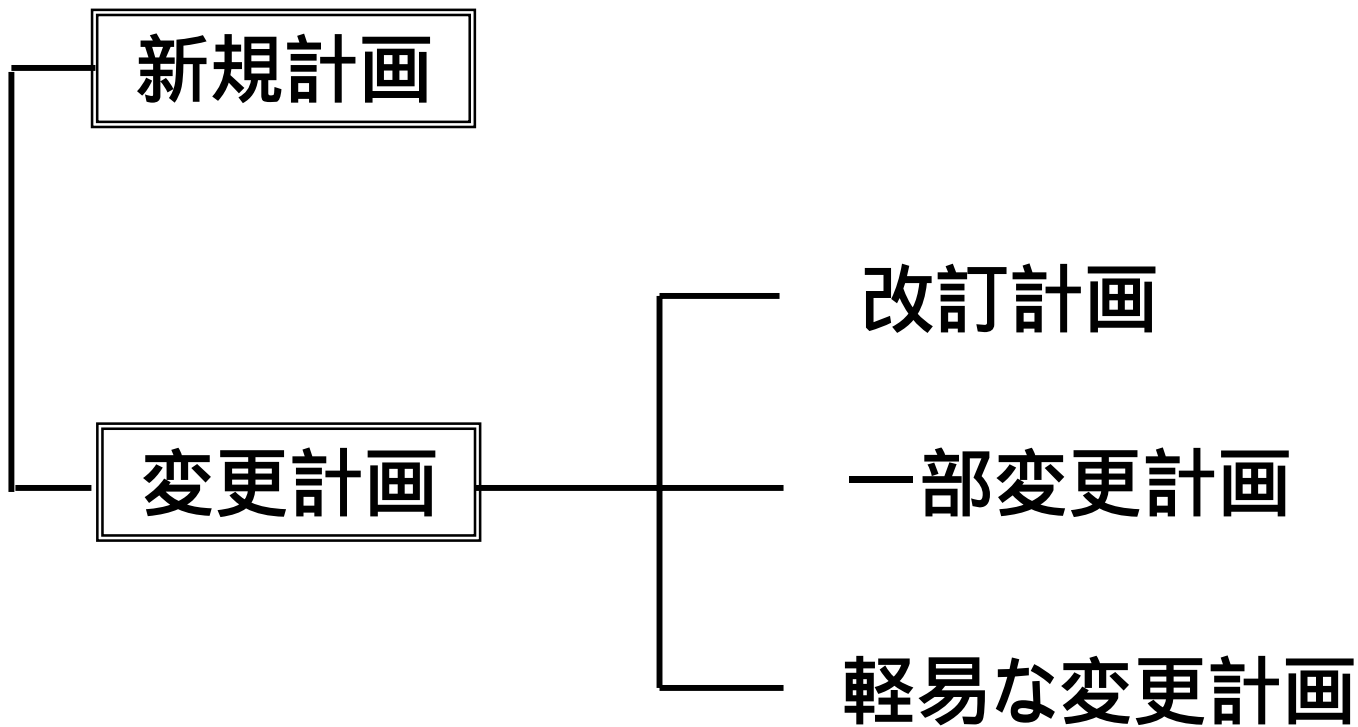
施設計画と同時に、臨海部の空間計画

港湾計画に定める事項

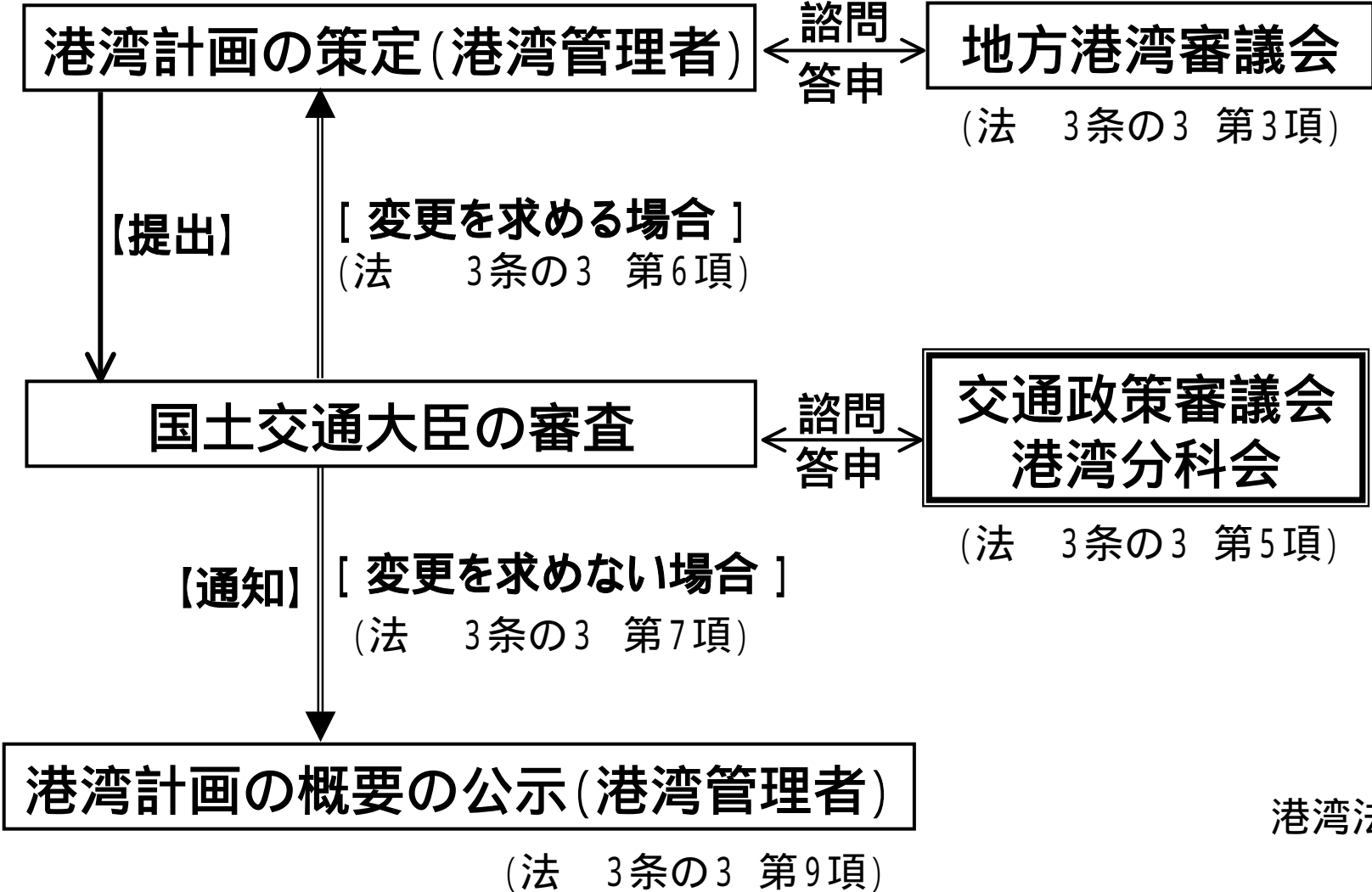
1. 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針
2. 港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力に関する事項
3. 港湾の能力に応ずる水域施設、係留施設
その他の港湾施設の規模及び配置に関する事項
4. 港湾の環境の整備及び保全に関する事項
5. その他港湾の開発、利用及び保全
並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項

(港湾法施行令第1条の5)

港湾計画の種類



港湾計画の手続き



港湾計画の要件

基本方針に適合しなければならない

計画基準省令 に適合しなければならない

港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令

(港湾法第3条の3第2項)

基本方針とは

基本方針とは、交通体系の整備、国土の適正な利用等を考慮して国の港湾行政を進めるため、国土交通大臣が定めるもの。

我が国の港湾のグランドデザイン

基本方針のポイント

1. 今後の港湾の目標

効率的で安全な輸送体系の構築

輸送、生活、産業の機能の調和した港湾空間の形成

美しく健全な状態で環境を次世代へ継承

2. 港湾機能の拠点的な配置

3. 良好な港湾環境の形成

4. 港湾相互間の連携の確保

計画基準省令とは

港湾計画で定める事項を定める。

港湾計画の考慮すべき事項を定める。

国土交通大臣の審査の視点

その港湾は国の利害にとってどのような役割を果たしているか？

その役割が十全に発揮できるか？

国全体または広域的に見て、整合のとれた計画となっているか？